



デジタル庁構想の狙いは何か

宮崎 俊郎 (共通番号いらないネット)

デジタル庁構想は特徴のない菅政権が真っ先に打ち出した政策だ。コロナ状況を追い風に、強行に、しかも一挙にデジタル化を推進しようというその姿勢は従来のものとはレベルを異にする。

デジタル庁とは、他省庁からデジタル化について人もカネも権限もすべて取り上げて、独裁的に進めようという恐ろしい官庁である。そこで構想されるのは各省庁のシステムの統一化・標準化である。それは何をもちたらすのか。

デジタル・ガバメント関係会議の下に3つのワーキンググループが設けられているが、そのうちの一つに「データ戦略タスクフォース」がある。11月には「第1次取りまとめ(案)」が出されているが、その冒頭の次のフレーズが象徴的だ。

「(中略) 今日『データ』は、単に存在すればいいということではなく、大量の質の高い信頼できるデータが相互に連携し、『地理空間、ヒトや組織、時間』といった構成要素から成り立つ現実社会をサイバー空間で再現(『デジタルツイン』)し、新たな価値を創出しつつ、サイバー空間上で個人、国家、産業、社会のニーズに応えることが求められている。」

いま構想されているデジタル社会とは、こうした徹底したデータ共有が図られたサイバー空間を作り出し、リアル社会を管理支配していく構造を創出しようというものであり、単なる役所への申請に関する利便性というレベルの問題なのではない。それはまさに社会構造の変革にまで及ぶ極めて深刻な問題だ。

まず、デジタル庁で変えようとしているのは国家機関だけではない。自治体のあり方もターゲットになっている。

自治体はこれまで住民に対してその地域の特性に応じたサービスを提供するためにシステムを構築してきた。ところが、その住民情報のデータ共有が一向に進まないの各自治体のシステムの統一化・標準化を促進すると

いう。これは地方自治体の国の出先機関化に他ならず、地方自治の破壊である。

次にデータ共有化のために個人情報保護法制を一本化しようとしている。歴史的に自治体の方が古くから個人情報保護条例を制定し、住民情報の外部オンライン結合を原則として禁じてきた。今回それを見直し、低レベルな国の個人情報保護法に一本化しようとしている。本人同意を極力なくして自由に個人情報を流通させられる個人情報保護のあり方に転換しようというものだ。

デジタル改革関連法案ワーキンググループには慶應義塾大学の宮田裕章教授からデータへのアクセスを推進し、データによる価値創造を促進することを権利として捉えた「データ共同利用権」という新たな概念が提出された。これは自己情報コントロール権とは対極に位置付く悪質な新たな「権利」だ。こんなデタラメなものが権利としてまかり通ったら個人情報保護の理念は根底から崩壊するだろう。

最後はマイナンバー制度の基幹システム化である。

総務省、内閣官房、内閣府などの複数官庁がマイナンバー制度を所管してきた。しかし今回、デジタル庁が所管官庁となるという。曲がりなりにも税・社会保障・災害対策の3分野に限定されてきたマイナンバー制度はデジタル庁の下であらゆるジャンルを対象とする国民総背番号制に変貌しようとしている。

人気のないマイナンバーカードについても保険証利用だけでなく、運転免許証利用も出し遮二無二交付枚数を増やすことに躍起になっている。保険証も免許証も約8000万枚発行なので、現在の3000万枚を強引に引き上げ「国内版パスポート」として持たせようとしているのだ。

2021年通常国会にデジタル庁関連一括法案が提出される予定だ。デジタル空間による現実社会の支配を許さない私たちの運動を作り出そう!